

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が軽減されます！

令和6年4月から、出産された方の産前産後期間の保険料が軽減されます。

※出産された方以外の方の保険料は軽減されません。

対象となる方

- 令和6年2月1日以降に出産された東京芸能人国民健康保険組合被保険者の方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。）

国民健康保険料の軽減・還付方法




- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が軽減されます。  …対象期間

※軽減される保険料とは、出産された方に係る産前産後期間の保険料に限ります。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				 出産月		
多胎の方				 出産月		

※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 令和6年度から事業開始となりますので、産前産後期間のうち令和6年4月以降の期間の分だけ、保険料が軽減されます。

令和5年11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月	5月
			 出産月			

※令和6年2月に出産した場合、令和6年4月の保険料が軽減されます。令和6年4月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

- 保険料の還付方法は、軽減される予定月の保険料を一旦、納付していただきます。出産後に「届出書」を申請していただき、対象期間の保険料納入後に出産された方の軽減される保険料をまとめて組合員へ還付いたします。

申請方法

- 家族加入がある方（出産された方が当組合加入の場合）
家族加入のご連絡をいただいた方に、「届出書」を郵送しますので、ご申請ください。
- 家族加入がない方
 - ◎ 出産一時金直接支払制度及び受取代理制度を利用された方
医療機関等からの出産の事実を受け、「届出書」を郵送しますので、ご申請ください。
 - ◎ 出産一時金の申請をされる方
出産されたご連絡をいただいた方に、「届出書」を郵送しますので、ご申請ください。

届出に必要な書類

- ① 産前産後の保険料軽減措置届出書
- ② 出産日・親子関係を確認することができる書類（母子健康手帳コピー・住民票等）